

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【公表番号】特表2017-531091(P2017-531091A)

【公表日】平成29年10月19日(2017.10.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-040

【出願番号】特願2017-505130(P2017-505130)

【国際特許分類】

C 22 C 5/04 (2006.01)

H 01 T 13/39 (2006.01)

【F I】

C 22 C 5/04

H 01 T 13/39

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) ロジウムと；

b) イリジウム、白金、パラジウム及びルテニウムからなる群から選択される1以上の元素と；

c) 約0.01から約0.5重量%の、イットリウム、ジルコニウム及びサマリウムからなる群から選択される任意の1以上の元素のそれれと；

を含むロジウム合金であって、

合金の他の個々の元素と比較してより多量のロジウムを含む、ロジウム合金。

【請求項2】

a) 約50重量%以上のロジウムと；

b) 約49.9重量%までの、イリジウム、白金及びパラジウムからなる群から選択される任意の1以上の元素のそれれと；

c) 約35重量%までのルテニウムと；

d) 約5重量%までの、ニオブ、タンタル、チタン、クロム、モリブデン、コバルト、レニウム、バナジウム、アルミニウム、ハフニウム及びタングステンからなる群から選択される任意の1以上の元素のそれれと；

e) 約0.01から約0.5重量%の、イットリウム、ジルコニウム及びサマリウムからなる群から選択される任意の1以上の元素のそれれと；

を含むロジウム合金であって、イリジウム、白金、パラジウム又はルテニウムの少なくとも1を含み、かつロジウム合金の総重量%が合計で100重量%となる、請求項1に記載のロジウム合金。

【請求項3】

a) 約75から約95重量%のロジウムと；

b) 約15から約25重量%の、イリジウム、白金及びパラジウムからなる群から選択される任意の1以上の元素のそれれと；

c) 0重量%のルテニウムと；

d) 約0.01から約5重量%の、ニオブ、タンタル、チタン、クロム、モリブデン、コ

バルト、レニウム、バナジウム、アルミニウム、ハフニウム及びタンゲステンからなる群から選択される任意の1以上の元素のそれと；

e) 約0.01から約0.50重量%の、イットリウム、ジルコニウム及びサマリウムからなる群から選択される任意の1以上の元素のそれと；

を含むロジウム合金であって、ロジウム合金の総重量%が合計で100重量%となる、請求項2に記載のロジウム合金。

【請求項4】

a) 約50から約95重量%のロジウムと；

b) 約45重量%までの、イリジウム、白金及びパラジウムからなる群から選択される任意の1以上の元素のそれと；

c) 約1から約35重量%のルテニウムと；

d) 約5重量%までの、ニオブ、タンタル、チタン、クロム、モリブデン、コバルト、レニウム、バナジウム、アルミニウム、ハフニウム及びタンゲステンからなる群から選択される任意の1以上の元素のそれと；

e) 約0.01から約0.50重量%の、イットリウム、ジルコニウム及びサマリウムからなる群から選択される任意の1以上の元素のそれと；

を含むロジウム合金であって、ロジウム合金の総重量%が合計で100重量%となる、請求項2に記載のロジウム合金。

【請求項5】

合金	Rh (重量%)	Ir (重量%)	Ru (重量%)	Cr (重量%)	W (重量%)	Zr (重量%)
1	80	19.86	0	0	0.1	0.04
2	90	0	9.86	0	0.1	0.04
3	80	19.46	0	0.20	0.30	0.04
4	70	9.86	20	0	0.10	0.04

からなる群から選択される、請求項2に記載のロジウム合金。

【請求項6】

請求項1から5の何れか一項に記載のロジウム合金を含む、スパーク点火電極。

【請求項7】

請求項6に記載の電極を含むスパークプラグ。

【請求項8】

電極又はスパークプラグにおける請求項1から5の何れか一項に記載のロジウム合金の使用。